省　　令

○防衛省令第十八号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第八十七条の三十第四号の規定に基づき、自衛隊法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年七月二十四日

防衛大臣　小泉進次郎

自衛隊法施行規則の一部を改正する省令

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改　正　後	改　正　前
（防衛大臣くの事後の再就職の届出を要しない報酬額）	（防衛大臣くの事後の再就職の届出を要しない報酬額）
第六十五条の十四　令第八十七条の三十第四号に規定する防衛省令で定める額は、営利企業以外の事業の団体の地位に就き、又は事業に従事し、若しくは事務を行うこととなつた日から起算して一年間につき、百六十万円とする。	**第六十五条の十四**　令第八十七条の三十第四号に規定する防衛省令で定める額は、営利企業以外の事業の団体の地位に就き、又は事業に従事し、若しくは事務を行うこととなつた日から起算して一年間につき、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十八条第三項第一号に規定する給与所得控除額に相当する金額と租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十六の二第一項第一号イに掲げる場合（令和九年以後の各年分にあつては、同項に掲げる場合）における同項の規定による基礎控除の額に相当する金額の合計額とする。

附　則

この省令は、令和八年十月一日から施行する。

法　規　的　告　示

○個人情報保護委員会・金融庁告示第一号

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六条及び第九条の規定に基づき、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成二十九年個人情報保護委員会・金融庁告示第一号）の一部を次のように改正し、令和九年四月一日から適用する。

令和八年七月二十四日

個人情報保護委員会委員長　手塚　悟

金融庁長官　伊藤　豊

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改　正　後	改　正　前
第４条　利用目的による制限（法第18条関係） 以下の事項の他は通則ガイドラインの例による。	**第４条**　利用目的による制限（法第18条関係） 以下の事項の他は通則ガイドラインの例による。

法第18条第３項の場合の例としては、通則ガイドライン３－１－５（利用目的による制限の例外）に掲げている場合以外に、次に掲げる場合が考えられる。

①　法令（条例を含む。以下この条及び次条第１項において同じ。）に基づく場合

（例）

・　犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第８条第１項に基づき疑わしい取引を届け出る場合

・　犯罪による収益の移転防止に関する法律第11条第４号及び犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第１号）第32条第２項第１号に基づき、詐欺その他の犯罪若しくは犯罪による収益の移転に利用され、又はそのおそれがあると認めた預金又は貯金口座に関する情報であって取引時確認等の措置を行うに際して必要なものを他の預貯金取扱事業者に提供する場合

・　金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第210条、第211条等に基づく証券取引等監視委員会の職員による犯則事件の調査に応じる場合

なお、法令に、第三者が個人情報の提供を求めることができる旨の規定はあるが、正当な事由に基づきそれに応じないことができる場合には、金融分野における個人情報取扱事業者は、当該法令の趣旨に照らして目的外利用の必要性と合理性が認められる範囲内で対応するよう留意する。

②　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

法第18条第３項の場合の例としては、通則ガイドライン３－１－５（利用目的による制限の例外）に掲げている場合以外に、次に掲げる場合が考えられる。

①　法令（条例を含む。以下この条及び次条第１項において同じ。）に基づく場合

（例）

・　犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第８条第１項に基づき疑わしい取引を届け出る場合

［加える。］

法第18条第３項の場合の例としては、通則ガイドライン３－１－５（利用目的による制限の例外）に掲げている場合以外に、次に掲げる場合が考えられる。

①　法令（条例を含む。以下この条及び次条第１項において同じ。）に基づく場合

（例）

・　犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第８条第１項に基づき疑わしい取引を届け出る場合

・　金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第210条、第211条等に基づく証券取引等監視委員会の職員による犯則事件の調査に応じる場合

なお、法令に、第三者が個人情報の提供を求めることができる旨の規定はあるが、正当な事由に基づきそれに応じないことができる場合には、金融分野における個人情報取扱事業者は、当該法令の趣旨に照らして目的外利用の必要性と合理性が認められる範囲内で対応するよう留意する。

②　［同左］